

神戸市民生協

医療共済

こども共済

キャンペーン期間

新規加入キャンペーン

2024年
1/4木 ~ 3/20水
(消印有効)

新規ご加入 いただいた方全員にプレゼント

医療共済

特別栽培米
丹波産コシヒカリ6kg(2kg×3袋)



こども共済

竹製ボールペン
#CO2排出権付



詳しくはこちら

こども共済 大切なお子さま
お孫さまへの保障

詳しくは裏面を
ご覧ください! 月掛金 **500円**~

掛金の払込方法

クレジットカードか
口座振替から選べます

医療共済

入院充実プラン 2,000円~

月掛金

1日(日帰り)以上の入院で
入院一時金 **40,000円**
(入院日額×10日分)

入院日額 **4,000円** × 入院日数

※2000円コース
0~65歳の場合

をお支払い

病気やケガに
備える

医療共済 入院充実プラン

0~75歳*までの加入で、
85歳まで保障がつづく
※保障開始日における年齢

インターネットで
お申込みが完了!
お申込みはこちらから▶



基本コース		2000円コース				
保障内容	月掛金	2,000円				
	保障年齢	0~65歳	65~70歳	70~75歳	75~80歳	80~85歳
入院一時金	1日以上	40,000円	20,000円	15,000円	10,000円	7,000円
傷害入院(日額)	1日目~ (事故日から180日以内)	1日目~124日目 4,000円	1日目~180日目 2,000円	1日目~180日目 1,500円	1日目~180日目 1,000円	1日目~180日目 700円
病気入院(日額)	1日目~	1日目~124日目 4,000円	1日目~54日目 2,000円	1日目~54日目 1,500円	1日目~54日目 1,000円	1日目~54日目 700円
入院手術 ^{※1}	入院に行う場合 (所定の手術) ^{※2}	25,000円	8,000円	4,000円	4,000円	—
重度障害	不慮の事故による	60万円	30万円	20万円	20万円	20万円
	病気による	30万円	—	—	—	—
死亡	不慮の事故による	60万円	32万円	22万円	22万円	21万円
	病気による	30万円	2万円	2万円	2万円	1万円
	五大疾病による ^{※3}	36万円	7万円	5万円	5万円	2万円

2000円コース		3000円コース				
保障内容	月掛金	3,000円				
	保障年齢	0~65歳	65~70歳	70~75歳	75~80歳	80~85歳
入院一時金	1日以上	50,000円	25,000円	20,000円	14,000円	11,000円
傷害入院(日額)	1日目~ (事故日から180日以内)	1日目~124日目 5,000円	1日目~180日目 2,500円	1日目~180日目 2,000円	1日目~180日目 1,400円	1日目~180日目 1,100円
病気入院(日額)	1日目~	1日目~124日目 5,000円	1日目~54日目 2,500円	1日目~54日目 2,000円	1日目~54日目 1,400円	1日目~54日目 1,100円
入院手術 ^{※1}	入院に行う場合 (所定の手術) ^{※2}	10万円	20,000円	15,000円	10,000円	—
重度障害	不慮の事故による	100万円	50万円	30万円	30万円	20万円
	病気による	50万円	—	—	—	—
死亡	不慮の事故による	100万円	60万円	35万円	33万円	21万円
	病気による	50万円	10万円	5万円	3万円	1万円
	五大疾病による ^{※3}	60万円	20万円	8万円	6万円	2万円

※1:入院手術とは、当組合の指定する手術(所定の手術)で入院基本料が加算されている期間において受けられた手術をいいます。 ※2:所定の手術についてはお問い合わせください。 ※3:五大疾病とは、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・腎不全をいいます。

神戸市民生協の共済事業は、営利を目的としない助け合い制度です。
暮らしの安全と安心を見守る青い鳥
神戸市民生協

神戸市民生活協同組合 (兵庫県知事認可)
〒650-0032
神戸市中央区伊藤町111番地
神戸商工中金ビル5階
営業時間 9:00~17:30 (土・日曜及び祝日休業)

【通話無料】お気軽にお問い合わせください
0120-81-9431
FAX 078-335-0630 <https://www.kccs.or.jp/>
インターネットからお申込みできます



3つの特約で幅広くカバー

月掛金 各**500円**

「入院充実プラン基本コース」と同時にお申込みください。

※特約のみのお申込みはいただけません。※特約は複数お選びいただけます。 ※特約をお申込みいただけるのは75歳(保障開始日において)までの方で、80歳までの保障となります。

ガン特約	保障年齢	0~65歳				65~70歳				70~75歳				75~80歳			
		ガン入院(日額)	ガン通院(日額)	ガン診断確定(一生にそれぞれ1回限度)	ガン在宅療養	ガン入院(日額)	ガン通院(日額)	ガン診断確定(一生にそれぞれ1回限度)	ガン在宅療養	ガン入院(日額)	ガン通院(日額)	ガン診断確定(一生にそれぞれ1回限度)	ガン在宅療養	ガン入院(日額)	ガン通院(日額)	ガン診断確定(一生にそれぞれ1回限度)	ガン在宅療養
		1日目~124日目	退院の翌日以後180日以内の 実通院日数30日分を限度	ガン	20日以上連続入院後の退院	1日目~124日目	退院の翌日以後180日以内の 実通院日数30日分を限度	ガン	20日以上連続入院後の退院	1日目~124日目	退院の翌日以後180日以内の 実通院日数30日分を限度	ガン	20日以上連続入院後の退院	1日目~124日目	退院の翌日以後180日以内の 実通院日数30日分を限度	ガン	20日以上連続入院後の退院
		1日目~124日目	退院の翌日以後180日以内の 実通院日数30日分を限度	ガン	20日以上連続入院後の退院	1日目~124日目	退院の翌日以後180日以内の 実通院日数30日分を限度	ガン	20日以上連続入院後の退院	1日目~124日目	退院の翌日以後180日以内の 実通院日数30日分を限度	ガン	20日以上連続入院後の退院	1日目~124日目	退院の翌日以後180日以内の 実通院日数30日分を限度	ガン	20日以上連続入院後の退院

※1:女性特有疾病とは、乳ガン・子宮ガン・子宮筋腫・甲状腺ガン・股関節症・膝関節症・骨粗しょう症・下腿の静脈瘤・異常妊娠・異常分娩・胆石症・緑内障・白内障など
※2:女性特定手術とは、乳房切除術・乳癌悪性腫瘍手術・子宮悪性腫瘍手術・子宮筋腫手術など

※3:通院手術とは、当組合の指定する手術(所定の手術)で入院基本料が加算されず、受けられた手術をいいます。
※4:所定の手術についてはお問い合わせください。

女性特有疾病入院^{※1}(日額) 1日目~124日目

女性特定手術^{※2} 女性特有疾病入院共済金が支払われ、かつ5日以上継続して入院した場合の所定の手術(手術の種類による)

女性特有疾病^{※1}在宅療養 20日以上連続入院後の退院

女性特有疾病^{※1}在宅療養 20日以上連続入院後の退院

女性特有疾病^{※1}在宅療養 20日以上連続入院後の退院

女性特有疾病^{※1}在宅療養 20日以上連続入院後の退院

女性特有疾病^{※1}在宅療養 20日以上連続入院後の退院

女性特有疾病^{※1}在宅療養 20日以上連続入院後の退院

決算後、生じた剰余金は割戻金としてお戻しします

※割戻金は、共済金の支払い等による剰余金の増減で変動します。

令和4年度割戻率実績 医療共済 **11%** 火災共済 **22%**

年間払込掛金の…

火災共済

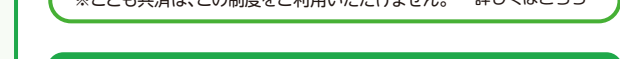
大切な建物・家財のために



詳しくはこちら

高血圧(症)、ぜんそく、白内障、現在妊娠中の方等でもご加入いただける制度があります

※こども共済は、この制度をご利用いただけません。詳しくはこちら



入院充実プランご加入にあたって

- 75歳(保障開始日において)までの健康な方なら、告知事項にご回答いただくだけで加入できます。面倒な医師の診査は不要です。(告知事項に該当される方は加入できませんが、高血圧(症)、ぜんそく、白内障など一部告知に該当しても加入できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。)
- ご加入時の年齢(保障開始時の年齢)に応じて、保障内容が異なります。65歳以後は、年齢に応じて保障内容が変わりますが、掛金は85歳まで同様です。
- 64歳までの方⇒0~65歳の保障内容 / 65~69歳の方⇒65~70歳の保障内容 / 70~74歳の方⇒70~75歳の保障内容 / 75歳の方⇒75~80歳の保障内容
- 特約については、特約だけではご加入いただけません。「入院充実プラン」基本コースへのご加入が必要です。
- 保障開始日は初回掛金払込日の翌日です。ただし、病気入院の保障は、初回契約の場合、保障開始日から31日以後に開始した入院に限ります。
- 保障開始日以前に発病した疾病または発生した事故を原因とする場合で、初回契約発効日からその日をきんで1年以内に発生する共済事由については削減してお支払いします。また、1回の入院とみなされる転院、再入院は同じ削減率が適用されます。
- ご加入いただけるのは、お1人につき1つのコースです。当組合の医療共済、こども共済および傷害共済のすべてのプラン・コースを含みます。
- ※神戸市民生協の各共済は、課税所得控除の適用外です。

お申込み条件

兵庫県内に「お住まい」が「お勤め」の方

★まだ組合員でない方は、初回掛金とともに1口50円の出資で組合員になっていただきます。

★契約者が組合員の資格の範囲外となったときは、契約は終了し、組合を脱退していただくことになります。

各詳細につきましては、中面の重要事項説明書を必ずご一読ください。

CO-OP共済はインターネットで加入手続きができます!!

詳しくはこちら



詳しくはこちら

キリトリ線に沿って切り取り、のりしろに糊付けしてポストに投函してください。

キリトリ線

料金受取人払郵便
神戸中央局
承認
6379
差出有効期間
令和7年10月
31日まで
切手不要

650-8790

382

兵庫県神戸市中央区伊藤町111番地
神戸商工中金ビル5階

神戸市民生協

医療共済・こども共済の係行



神戸市民生協組合員様限定

20組40名様に
プレゼント!!



神戸シーバス boh boh KOBE クルーズチケット

兵庫県神戸市中央区波止場町7番1号
ハガキ1枚(メール1件)につき、
抽選で上記のチケット
(大人2名様分)が当たります。
※ご応募は神戸市民生協組合員様に限らせて
いただきます。

応募方法
プレゼント名・組合員番号・氏名・年齢をご記入のうえ、
「ハガキ」か「メール」にて
ご応募ください。

応募締切
2024年2月16日(金) 必着
抽選のうえ、プレゼントの発送をもって
当選結果に代えさせていただきます。
(プレゼントは締切後、約2週間後の発送となります)

ハガキ郵送先
〒650-0032
神戸市中央区伊藤町111番地 神戸商工中金ビル5階
神戸市民生協「チケットプレゼント 神戸シーバス」係宛

メール送付先
info@kccs.or.jp (ホームページからお申込みいただけます) 詳しくはこちら

神戸ストークス 2023-2024シーズン 試合観戦チケット

応募方法・詳細
ホームページの応募フォーム
よりご応募ください。
↓応募・詳細ページはこちら



問い合わせ先 神戸市民生協 TEL:0120-81-9431 (平日9:00~17:30)

※ご応募時のお客様の個人情報は、共済・保険商品の案内の他、お問い合わせへの対応のみに利用し、当組合の規定に従い厳重に取扱いたします。

※お名前・口座名義人のフリガナを必ず記入してください。 のりしろ ※のり付けは、はみ出さない様に丁寧にお願い致します。

加入申込書

組合使用欄 担当者番号 **60575** 組合員番号 加入者番号

私は、貴組合の共済事業規約・実施規則の内容が契約内容となることを了承し、1口(50円)の出資を引き受け組合に加入し、被共済者の同意を得て、この申込書の「告知事項」へのお返答など各記載事項が事実と相違ないことを被共済者とともに誓約し共済契約を申し込みます。また、既に貴組合の医療共済、こども共済、傷害共済に加入している場合や更改する場合は、その契約の解約(解約日はこの申込書の発効日の前日とします。)をあわせて申し込みます。なお、この申込書の記入事項に明らかな誤りがある場合は、当該事項について訂正しても異議ありません。

神戸市民生活協同組合 御中 ※記入日など赤線で囲まれた必要事項をもれなく正確にご記入ください。 ※加入申込書の記入後は速やかに投函してください。

今日の申込みは ①新規 ②変更

記入日 年 月 日

告知事項に該当される方は 加入してください

告知事項に該当していても加入できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

告知事項に訂正できません。(訂正不可)

以下の項目に該当する場合は、申込書の「告知事項」の番号に○をつけてください。申込書の「告知事項」に記入がない場合は○をつけなくても該当しなくともよいものとします。

また、ガン特約を必ずご加入する方全員にもご説明ください(のうえ、お申込みください)。また、本書はご契約に関する全ての内容を記載したものではありませんので、契約の内容と異なる内容とご確認ください。なお、共済事業規約・実施規則は当組合ホームページに掲載されています。ご不明な点につきましては、当組合までお問い合わせください。

は「医療共済入院充実プラン」のみ、
は「こども共済」のみに該当する部分です。

告知事項	医療共済		こども共済	
	基本コース	特約	コース	払込方法
①本人	2000円	ガン特約 500円	500円	月払 ①②
②子	3000円	ガン特約 500円	1200円	年払 ③④
④兄弟姉妹	3000円	ガン特約 500円	1700円	年払 ⑤
①本人	2000円	ガン特約 500円	500円	月払 ①②
②子	3000円	ガン特約 500円	1200円	年払 ③④
④兄弟姉妹	3000円	ガン特約 500円	1700円	年払 ⑤
①本人	2000円	ガン特約 500円	500円	月払 ①②
②子	3000円	ガン特約 500円	1200円	年払 ③④
④兄弟姉妹	3000円	ガン特約 500円	1700円	年払 ⑤

告知事項に該当する場合は、申込書の「告知事項」の番号に○をつけてください。申込書の「告知事項」に記入がない場合は○をつけなくても該当しなくともよいものとします。

また、ガン特約を必ずご加入する方全員にもご説明ください(のうえ、お申込みください)。また、本書はご契約に関する全ての内容を記載したものではありませんので、契約の内容と異なる内容とご確認ください。なお、共済事業規約・実施規則は当組合ホームページに掲載されています。ご不明な点につきましては、当組合までお問い合わせください。

は「医療共済入院充実プラン」のみ、
は「こども共済」のみに該当する部分です。

1. 共済契約のしくみ
1-1. 制度のしくみ
医療共済(入院充実プラン)は、被共済者が共済期間中に死亡や入院等の共済事由が発生した場合に共済金をお支払いします。また、「入院充実プラン」は、「基本コース」に「ガン特約」、「女性特約」および「通院特約」を必要に応じて付帯することができます。

「こども共済ライフセイブジュニア」は、被共済者が共済期間中に死亡や入院等の被共済者の扶養者が共済期間中に死亡や入院等の被共済者が死亡された場合は、その後「こども共済ライフセイブジュニア」の契約満了まで共済掛金を免除します。ご加入はお1人につき2つのコースです。当組合の医療共済・傷害共済・こども共済の他のタイプ・コースと重複してご加入いただくことはできません。なお、満期返戻金はあります。

2. 契約者および被共済者
(1) 契約者になれる方
兵庫県にお住まいが職場がある方で、出資金を払込み、組合員となった方
※契約者が組合員の資格の範囲外となったときは、契約が終了し、組合を脱退していただくこととなります。
(2) 被共済者になれる方
① 契約者、その配偶者(内縁関係にある方および同性パートナーを含みます。ただし、契約者に婚姻または内縁関係にある方および同性パートナーに婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じ。)および契約者と生計を共にする2親等内の親族の方です。
医療共済「入院充実プラン」: 保障開始日(発効日)において満75歳以下の方
「こども共済ライフセイブジュニア」: 保障開始日(発効日)において満18歳以下の方
② 加入申込書の「告知事項」に該当しない方
③ 加入申込書の「告知事項」に該当するが、当組合の定める疾病や特定の部位について生じた傷病およびその傷病と因果関係のある一連の傷病およびその共済金の支払いを一定期間免除とした契約に同意される方
④ 加入申込書の「告知事項」に該当するが、組合所定の条件を満たされる方

1-3. 共済金のご請求
共済事由が発生した場合は、遅滞なく当組合にその旨をご通知ください。共済金を請求する権利は、これ行使することができずから3年間行使しない場合は、時効によって消滅します。

1-4. 共済金受取人
(1) 共済金受取人は契約者です。
(2) 契約者が死亡されたときの死亡共済金受取人は、次の順位および順序とします。
① 契約者の配偶者
② 契約者の死亡当時、契約者と同居していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
③ 契約者の死亡当時、契約者と同居していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
④ 上記①に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
⑤ 上記②に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
※死亡共済金受取人、代理申請人の指定をご希望の場合は当組合までご連絡ください。

1-5. 扶養者災害死亡共済金受取人(500円コースを除く)
(1) 扶養者災害死亡共済金の受取人は、被共済者です。被共済者が未成年の場合には、法定代理人とします(以下同様とします)。
(2) 被共済者が扶養者災害死亡共済金の請求をおこなわずに死亡した場合には、被共済者の死亡時の法定相続人が扶養者災害死亡共済金受取人となります。

2. 保障内容(共済金額・保障日数等)および掛金額
保障内容および掛金額は、加入コース・加入年齢ごとに異なります。詳しくは、各コース表および説明事項書をお読みください。保障内容をご確認し、ご了承のうえ、希望されるコースにお申込みください。

3. 「ガン特約」、「女性特約」、「通院特約」
「入院充実プラン」には、ご希望に応じて下記の特約をご付帯いただけます(最高3特約全て付帯可)。各特約の保障内容および掛金額は、コース表の特約内容記載欄をご覧ください。
ガン特約: ガンのための死亡・入院、通院等に対する共済金をお支払いします。
女性特約: 所定の女性疾病による入院や手術等に対して共済金をお支払いします。
通院特約: ケガによる通院およびケガや疾病の通院による所定の手術に対して共済金をお支払いします。

注1) 各特約は「入院充実プラン・基本コース」にご加入の満75歳までの健康な方がお申込みいただけます。特約のみでの申込みはいただけません。
注2) 「女性特約」は女性の方のみお申込みいただけます。
注3) 各特約は、満80歳でむかえる契約満了日まで、保障が終了します。また、「入院充実プラン・基本コース」の保障が終了すると同時に各特約の保障も終了します。
注4) 各特約は、当組合の「入院充実プラン・基本コース」以外のタイプ・コースには付帯できません。

4. 共済期間および契約更新
共済期間は、保障開始日から1年です。なお、契約者から更新しない意思または変更の申し出がない限り、同一の契約の型を継続する申込みがあったものとみなします。当組合がご申込みを承諾したときはその満了日の翌日(更新日)に契約を更新します。ただし、共済事業規約・実施規則に更新があった場合は、更新日における更新後の内容に変更し、契約を更新します。当組合の指定日に掛金引落し完了した日、医療共済は満85歳でむかえる契約満了日まで、こども共済は満19歳でむかえる契約満了日まで、契約を更新します。こども共済は満19歳でむかえる更新日以降は、「医療共済移行契約専用コース」に移行し、掛金・保障内容が変更されます。ただし、「こども共済ライフセイブジュニア」契約満了日まで共済契約から移行契約専用コースを契約しない旨、または移行契約専用コース以外の医療共済「契約の旨のお申し出があった場合、医療共済移行契約専用コースへの移行はいたしません。移行契約について、当組合が共済契約の更新を不適当と認める場合等、更新できない場合があります。(移行契約専用コースへの移行を含む)。

5. 掛金の払込み
掛金の払込みは、口座振替の場合、毎月27日(年額掛金は当組合が指定する日、いずれも金融機関が休業の場合は翌営業日)にご指定の預貯金口座からの自動振替にて、クレジットカード払の場合、払込みを承諾した日(毎月14日、以下「売上確定日」といいます。ご契約者によるカード会社へのお支払い、ご利用カード会社の指定日となります。)にお申込みいただけます。払込期日は、毎月の保障開始当日(年額掛金は契約満了日)の前日(月)が属する月の末日までとさせていただきます。なお、クレジットカード払がご利用いただけるのは、月払いの契約のみとします。

6. 解約返戻金
医療共済・こども共済には、解約返戻金はありません。ただし、共済掛金が年払いの契約については、未経過共済期間に対応する掛金を返還いたします。

注意喚起情報
1. クーリング・オフの制度
初回申込時に限り、共済契約の申込みを撤回することができます。申込みを撤回した場合は、口座振替は初回掛金払込予定日以後10日以内、クレジットカード払は売上確定日以後10日以内に、組合へ書面によりお申し出ください。
2. 加入申込書の記載および告知義務
加入申込書や告知事項(健康状態等のご質問)には正確な事実を告知ください。事実でないことを告知された場合は、契約が解除され、共済金が支払われませんのでご注意ください。
3. 共済契約の責任開始期
初回申込みにおいては、組合が契約を承諾した日、口座振替は初回掛金相当額を受け取った日の翌日の午前0時から、クレジットカード払は売上確定日の翌日午前0時から保障は開始されます。
4. 共済金をお支払いできない場合
① 契約が無効、解除、失効、取消された場合

2. 申込書や共済金請求書類に不実の記載があった場合
③ 申込日以前に発生した不慮の事故を原因とする場合
④ 傷害(傷病)入院共済金が支払われる入院中に、傷害通院をした場合、その入院と重複する通院日の傷害通院共済金
⑤ 故意、重大な過失、犯罪行為、闘争行為、死刑、無免許運転や酒気帯り運転、最高速度違反、信号無視等、または運転中における道新中・警察からの路切への侵入による事故
⑥ 薬物依存、精神障害または泥酔による場合
⑦ 事故の原因が疾病または心神喪失による場合
⑧ 顔部症候群(むちうち症)または腰・背痛で他覚所見のない傷害(傷病)入院
⑨ 治療に専念しなかった場合または、正当な理由なく調査や調査に必要な書類の提出を拒んだとき
⑩ 被共済者の自殺または自殺行為による場合(発効日または変更日から30日以内に開始された疾病の治療を目的とする場合
⑪ 他の障害または傷病の影響により傷害が重大になったと認められる部分
⑫ 戦争その他非常な出来事または地震、津波、その他これらに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことが出来ない場合は、共済金の支払い総額が当該共済事業の異常危険率準備金の額を超えない範囲で、共済金を削減してお支払いする場合があります。
⑬ 危険な運動等を行った間は※指定職業に従事し、その危険な運動等または職業の就業にともなう原因によって共済事故が発生したときは、加入コースに応じて、共済金をお支払いしない場合、または削減してお支払いする場合があります。
⑭ 発病日が不明なものについては、共済金を削減してお支払いする事があります。
⑮ 被共済者および被共済者の扶養者が※指定職業(指定職業の①を除く)に従事し、その職業の就業にともなう原因によって共済事由が発生したとき
⑯ 競技、運転の訓練、その他通常の車両の運行以外の目的のため、車両に乗りこんでいる場合(暴走行為も含みます)。
⑰ 被共済者の扶養者が病気または初回契約の申込日以前に受働していた傷害を原因として初回契約の発効日からその日を含んで1年以内に死亡したとき
⑱ 被共済者の扶養者が初回契約の発効日(変更日)からその日を含んで1年以内に自殺をはかり共済事故が発生したとき
⑲ 共済事故発生時、既に被共済者が婚姻等により法律上成年とみなされる場合、および就業等により扶養を受ける必要がなくなった場合は、扶養者災害死亡共済金および「掛金払込免除」※指定職業:
① タクシーまたはハイヤーの運転手
② 力士、騎手、テストドライバーなどの職業競技者
③ 国際平和協力隊(海外派遣中の全期間を従事者とみなします)。
5. 契約の無効・取消・解除・消滅
(1) 契約が無効となる場合
① 契約者が保障開始日または更新日において契約者の資格の範囲外であったとき、または被共済者が被共済者の資格の範囲外であったとき
② 被共済者が保障開始日前にすでに死亡してしまっている場合
③ 被共済者が複数のコースに加入するなど、共済金額の限度を超えていたときはその超過分
契約が無効の場合、共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。
(2) 契約が解除となる場合
契約の締結に際して契約者、被共済者が詐欺または強迫の行為をしたとき共済契約を取り消します。この場合、すでに払い込まれた掛金は返還いたします。
(3) 契約が解除となる場合
① 告知義務違反による解除
契約者または被共済者が契約の申込の際に告知欄(告知事項)に不実の記載をしたとき
② 重大事由による解除
(ア) 契約者、被共済者または共済金受取人が、共済金の支払いを行わせることを目的として支払事由が発生させ、または発生させようとした場合
(イ) 共済金受取人が、共済契約にもとづく共済金の支払請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
(ウ) 契約者、被共済者または共済金受取人

告知事項

告知事項に該当される方は加入してください。告知事項に該当していても加入できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

告知事項に訂正できません。(訂正不可)

以下の項目に該当する場合は、申込書の「告知事項」の番号に○をつけてください。申込書の「告知事項」に記入がない場合は○をつけなくても該当しなくともよいものとします。

また、ガン特約を必ずご加入する方全員にもご説明ください(のうえ、お申込みください)。また、本書はご契約に関する全ての内容を記載したものではありませんので、契約の内容と異なる内容とご確認ください。なお、共済事業規約・実施規則は当組合ホームページに掲載されています。ご不明な点につきましては、当組合までお問い合わせください。

は「医療共済入院充実プラン」のみ、
は「こども共済」のみに該当する部分です。

契約概要

1. 共済契約のしくみ

1-1. 制度のしくみ

医療共済(入院充実プラン)は、被共済者が共済期間中に死亡や入院等の共済事由が発生した場合に共済金をお支払いします。また、「入院充実プラン」は、「基本コース」に「ガン特約」、「女性特約」および「通院特約」を必要に応じて付帯することができます。

「こども共済ライフセイブジュニア」は、被共済者が共済期間中に死亡や入院等の被共済者の扶養者が共済期間中に死亡や入院等の被共済者が死亡された場合は、その後「こども共済ライフセイブジュニア」の契約満了まで共済掛金を免除します。ご加入はお1人につき2つのコースです。当組合の医療共済・傷害共済・こども共済の他のタイプ・コースと重複してご加入いただくことはできません。なお、満期返戻金はあります。

1-2. 契約者および被共済者

(1) 契約者になれる方
兵庫県にお住まいが職場がある方で、出資金を払込み、組合員となった方
※契約者が組合員の資格の範囲外となったときは、契約が終了し、組合を脱退していただくこととなります。
(2) 被共済者になれる方
① 契約者、その配偶者(内縁関係にある方および同性パートナーを含みます。ただし、契約者に婚姻または内縁関係にある方および同性パートナーに婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じ。)および契約者と生計を共にする2親等内の親族の方です。
医療共済「入院充実プラン」: 保障開始日(発効日)において満75歳以下の方
「こども共済ライフセイブジュニア」: 保障開始日(発効日)において満18歳以下の方
② 加入申込書の「告知事項」に該当しない方
③ 加入申込書の「告知事項」に該当するが、当組合の定める疾病や特定の部位について生じた傷病およびその傷病と因果関係のある一連の傷病およびその共済金の支払いを一定期間免除とした契約に同意される方
④ 加入申込書の「告知事項」に該当するが、組合所定の条件を満たされる方

1-3. 共済金のご請求

共済事由が発生した場合は、遅滞なく当組合にその旨をご通知ください。共済金を請求する権利は、これ行使することができずから3年間行使しない場合は、時効によって消滅します。

1-4. 共済金受取人

(1) 共済金受取人は契約者です。
(2) 契約者が死亡されたときの死亡共済金受取人は、次の順位および順序とします。
① 契約者の配偶者
② 契約者の死亡当時、契約者と同居していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
③ 契約者の死亡当時、契約者と同居していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
④ 上記①に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
⑤ 上記②に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
※死亡共済金受取人、代理申請人の指定をご希望の場合は当組合までご連絡ください。

1-5. 扶養者災害死亡共済金受取人(500円コースを除く)

(1) 扶養者災害死亡共済金の受取人は、被共済者です。被共済者が未成年の場合には、法定代理人とします(以下同様とします)。
(2) 被共済者が扶養者災害死亡共済金の請求をおこなわずに死亡した場合には、被共済者の死亡時の法定相続人が扶養者災害死亡共済金受取人となります。

2. 保障内容(共済金額・保障日数等)および掛金額

保障内容および掛金額は、加入コース・加入年齢ごとに異なります。詳しくは、各コース表および説明事項書をお読みください。保障内容をご確認し、ご了承のうえ、希望されるコースにお申込みください。

3. 「ガン特約」、「女性特約」、「通院特約」

「入院充実プラン」には、ご希望に応じて下記の特約をご付帯いただけます(最高3特約全て付帯可)。各特約の保障内容および掛金額は、コース表の特約内容記載欄をご覧ください。
ガン特約: ガンのための死亡・入院、通院等に対する共済金をお支払いします。
女性特約: 所定の女性疾病による入院や手術等に対して共済金をお支払いします。
通院特約: ケガによる通院およびケガや疾病の通院による所定の手術に対して共済金をお支払いします。

注1) 各特約は「入院充実プラン・基本コース」にご加入の満75歳までの健康な方がお申込みいただけます。特約のみでの申込みはいただけません。
注2) 「女性特約」は女性の方のみお申込みいただけます。
注3) 各特約は、満80歳でむかえる契約満了日まで、保障が終了します。また、「入院充実プラン・基本コース」の保障が終了すると同時に各特約の保障も終了します。
注4) 各特約は、当組合の「入院充実プラン・基本コース」以外のタイプ・コースには付帯できません。

4. 共済期間および契約更新

共済期間は、保障開始日から1年です。なお、契約者から更新しない意思または変更の申し出がない限り、同一の契約の型を継続する申込みがあったものとみなします。当組合がご申込みを承諾したときはその満了日の翌日(更新日)に契約を更新します。ただし、共済事業規約・実施規則に更新があった場合は、更新日における更新後の内容に変更し、契約を更新します。当組合の指定日に掛金引落し完了した日、医療共済は満85歳でむかえる契約満了日まで、こども共済は満19歳でむかえる契約満了日まで、契約を更新します。こども共済は満19歳でむかえる更新日以降は、「医療共済移行契約専用コース」に移行し、掛金・保障内容が変更されます。ただし、「こども共済ライフセイブジュニア」契約満了日まで共済契約から移行契約専用コースを契約しない旨、または移行契約専用コース以外の医療共済「契約の旨のお申し出があった場合、医療共済移行契約専用コースへの移行はいたしません。移行契約について、当組合が共済契約の更新を不適当と認める場合等、更新できない場合があります。(移行契約専用コースへの移行を含む)。

5. 掛金の払込み

掛金の払込みは、口座振替の場合、毎月27日(年額掛金は当組合が指定する日、いずれも金融機関が休業の場合は翌営業日)にご指定の預貯金口座からの自動振替にて、クレジットカード払の場合、払込みを承諾した日(毎月14日、以下「売上確定日」といいます。ご契約者によるカード会社へのお支払い、ご利用カード会社の指定日となります。)にお申込みいただけます。払込期日は、毎月の保障開始当日(年額掛金は契約満了日)の前日(月)が属する月の末日までとさせていただきます。なお、クレジットカード払がご利用いただけるのは、月払いの契約のみとします。

6. 解約返戻金

医療共済・こども共済には、解約返戻金はありません。ただし、共済掛金が年払いの契約については、未経過共済期間に対応する掛金を返還いたします。

注意喚起情報

1. クーリング・オフの制度
初回申込時に限り、共済契約の申込みを撤回することができます。申込みを撤回した場合は、口座振替は初回掛金払込予定日以後10日以内、クレジットカード払は売上確定日以後10日以内に、組合へ書面によりお申し出ください。
2. 加入申込書の記載および告知義務
加入申込書や告知事項(健康状態等のご質問)には正確な事実を告知ください。事実でないことを告知された場合は、契約が解除され、共済金が支払われませんのでご注意ください。
3. 共済契約の責任開始期
初回申込みにおいては、組合が契約を承諾した日、口座振替は初回掛金相当額を受け取った日の翌日の午前0時から、クレジットカード払は売上確定日の翌日午前0時から保障は開始されます。
4. 共済金をお支払いできない場合
① 契約が無効、解除、失効、取消された場合

2. 申込書や共済金請求書類に不実の記載があった場合
③ 申込日以前に発生した不慮の事故を原因とする場合
④ 傷害(傷病)入院共済金が支払われる入院中に、傷害通院をした場合、その入院と重複する通院日の傷害通院共済金
⑤ 故意、重大な過失、犯罪行為、闘争行為、死刑、無免許運転や酒気帯り運転、最高速度違反、信号無視等、または運転中における道新中・警察からの路切への侵入による事故
⑥ 薬物依存、精神障害または泥酔による場合
⑦ 事故の原因が疾病または心神喪失による場合
⑧ 顔部症候群(むちうち症)または腰・背痛で他覚所見のない傷害(傷病)入院
⑨ 治療に専念しなかった場合または、正当な理由なく調査や調査に必要な書類の提出を拒んだとき
⑩ 被共済者の自殺または自殺行為による場合(発効日または変更日から30日以内に開始された疾病の治療を目的とする場合
⑪ 他の障害または傷病の影響により傷害が重大になったと認められる部分
⑫ 戦争その他非常な出来事または地震、津波、その他これらに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことが出来ない場合は、共済金の支払い総額が当該共済事業の異常危険率準備金の額を超えない範囲で、共済金を削減してお支払いする場合があります。
⑬ 危険な運動等を行った間は※指定職業に従事し、その危険な運動等または職業の就業にともなう原因によって共済事故が発生したときは、加入コースに応じて、共済金をお支払いしない場合、または削減してお支払いする場合があります。
⑭ 発病日が不明なものについては、共済金を削減してお支払いする事があります。
⑮ 被共済者および被共済者の扶養者が※指定職業(指定職業の①を除く)に従事し、その職業の就業にともなう原因によって共済事由が発生したとき
⑯ 競技、運転の訓練、その他通常の車両の運行以外の目的のため、車両に乗りこんでいる場合(暴走行為も含みます)。
⑰ 被共済者の扶養者が病気または初回契約の申込日以前に受働していた傷害を原因として初回契約の発効日からその日を含んで1年以内に死亡したとき
⑱ 被共済者の扶養者が初回契約の発効日(変更日)からその日を含んで1年以内に自殺をはかり共済事故が発生したとき
⑲ 共済事故発生時、既に被共済者が婚姻等により法律上成年とみなされる場合、および就業等により扶養を受ける必要がなくなった場合は、扶養者災害死亡共済金および「掛金払込免除」※指定職業:
① タクシーまたはハイヤーの運転手
② 力士、騎手、テストドライバーなどの職業競技者
③ 国際平和協力隊(海外派遣中の全期間を従事者とみなします)。
5. 契約の無効・取消・解除・消滅
(1) 契約が無効となる場合
① 契約者が保障開始日または更新日において契約者の資格の範囲外であったとき、または被共済者が被共済者の資格の範囲外であったとき
② 被共済者が保障開始日前にすでに死亡してしまっている場合
③ 被共済者が複数のコースに加入するなど、共済金額の限度を超えていたときはその超過分
契約が無効の場合、共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。
(2) 契約が解除となる場合
契約の締結に際して契約者、被共済者が詐欺または強迫の行為をしたとき共済契約を取り消します。この場合、すでに払い込まれた掛金は返還いたします。
(3) 契約が解除となる場合
① 告知義務違反による解除
契約者または被共済者が契約の申込の際に告知欄(告知事項)に不実の記載をしたとき
② 重大事由による解除
(ア) 契約者、被共済者または共済金受取人が、共済金の支払いを行わせることを目的として支払事由が発生させ、または発生させようとした場合
(イ) 共済金受取人が、共済契約にもとづく共済金の支払請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
(ウ) 契約者、被共済者または共済金受取人

が、暴力団、暴力団員(暴力団でなくなった日から5年を経過しない者)を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)(に該当すると認められる場合
(イ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
(ウ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
(ハ) 上記(ア)～(ハ)に掲げるもののほか、契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
② 初回契約の発効日から30日以内に開始された疾病の治療を目的とする場合
③ 他の障害または傷病の影響により傷害が重大になったと認められる部分
④ 戦争その他非常な出来事または地震、津波、その他これらに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことが出来ない場合は、共済金の支払い総額が当該共済事業の異常危険率準備金の額を超えない範囲で、共済金を削減してお支払いする場合があります。
⑤ 危険な運動等を行った間は※指定職業に従事し、その危険な運動等または職業の就業にともなう原因によって共済事故が発生したときは、加入コースに応じて、共済金をお支払いしない場合、または削減してお支払いする場合があります。
⑥ 発病日が不明なものについては、共済金を削減してお支払いする事があります。
⑦ 被共済者および被共済者の扶養者が※指定職業(指定職業の①を除く)に従事し、その職業の就業にともなう原因によって共済事由が発生したとき
⑧ 競技、運転の訓練、その他通常の車両の運行以外の目的のため、車両に乗りこんでいる場合(暴走行為も含みます)。
⑨ 被共済者の扶養者が病気または初回契約の申込日以前に受働していた傷害を原因として初回契約の発効日からその日を含んで1年以内に死亡したとき
⑩ 被共済者の扶養者が初回契約の発効日(変更日)からその日を含んで1年以内に自殺をはかり共済事故が発生したとき
⑩ 共済事故発生時、既に被共済者が婚姻等により法律上成年とみなされる場合、および就業等により扶養を受ける必要がなくなった場合は、扶養者災害死亡共済金および「掛金払込免除」※指定職業:
① タクシーまたはハイヤーの運転手
② 力士、騎手、テストドライバーなどの職業競技者
③ 国際平和協力隊(海外派遣中の全期間を従事者とみなします)。
5. 契約の無効・取消・解除・消滅
(1) 契約が無効となる場合
① 契約者が保障開始日または更新日において契約者の資格の範囲外であったとき、または被共済者が被共済者の資格の範囲外であったとき
② 被共済者が保障開始日前にすでに死亡してしまっている場合
③ 被共済者が複数のコースに加入するなど、共済金額の限度を超えていたときはその超過分
契約が無効の場合、共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。
(2) 契約が解除となる場合
契約の締結に際して契約者、被共済者が詐欺または強迫の行為をしたとき共済契約を取り消します。この場合、すでに払い込まれた掛金は返還いたします。
(3) 契約が解除となる場合
① 告知義務違反による解除
契約者または被共済者が契約の申込の際に告知欄(告知事項)に不実の記載をしたとき
② 重大事由による解除
(ア) 契約者、被共済者または共済金受取人が、共済金の支払いを行わせることを目的として支払事由が発生させ、または発生させようとした場合
(イ) 共済金受取人が、共済契約にもとづく共済金の支払請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
(ウ) 契約者、被共済者または共済金受取人

が、暴力団、暴力団員(暴力団でなくなった日から5年を経過しない者)を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)(に該当すると認められる場合
(イ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
(ウ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
(ハ) 上記(ア)～(ハ)に掲げるもののほか、契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
② 初回契約の発効日から30日以内に開始された疾病の治療を目的とする場合
③ 他の障害または傷病の影響により傷害が重大になったと認められる部分
④ 戦争その他非常な出来事または地震、津波、その他これらに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことが出来ない場合は、共済金の支払い総額が当該共済事業の異常危険率準備金の額を超えない範囲で、共済金を削減してお支払いする場合があります。
⑤ 危険な運動等を行った間は※指定職業に従事し、その危険な運動等または職業の就業にともなう原因によって共済事故が発生したときは、加入コースに応じて、共済金をお支払いしない場合、または削減してお支払いする場合があります。
⑥ 発病日が不明なものについては、共済金を削減してお支払いする事があります。
⑦ 被共済者および被共済者の扶養者が※指定職業(指定職業の①を除く)に従事し、その職業の就業にともなう原因によって共済事由が発生したとき
⑧ 競技、運転の訓練、その他通常の車両の運行以外の目的のため、車両に乗りこんでいる場合(暴走行為も含みます)。
⑨ 被共済者の扶養者が病気または初回契約の申込日以前に受働していた傷害を原因として初回契約の発効日からその日を含んで1年以内に死亡したとき
⑩ 被共済者の扶養者が初回契約の発効日(変更日)からその日を含んで1年以内に自殺をはかり共済事故が発生したとき
⑩ 共済事故発生時、既に被共済者が婚姻等により法律上成年とみなされる場合、および就業等により扶養を受ける必要がなくなった場合は、扶養者災害死亡共済金および「掛金払込免除」※指定職業:
① タクシーまたはハイヤーの運転手
② 力士、騎手、テストドライバーなどの職業競技者
③ 国際平和協力隊(海外派遣中の全期間を従事者とみなします)。
5. 契約の無効・取消・解除・消滅
(1) 契約が無効となる場合
① 契約者が保障開始日または更新日において契約者の資格の範囲外であったとき、または被共済者が被共済者の資格の範囲外であったとき
② 被共済者が保障開始日前にすでに死亡してしまっている場合
③ 被共済者が複数のコースに加入するなど、共済金額の限度を超えていたときはその超過分
契約が無効の場合、共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。
(2) 契約が解除となる場合
契約の締結に際して契約者、被共済者が詐欺または強迫の行為をしたとき共済契約を取り消します。この場合、すでに払い込まれた掛金は返還いたします。
(3) 契約が解除となる場合
① 告知義務違反による解除
契約者または被共済者が契約の申込の際に告知欄(告知事項)に不実の記載をしたとき
② 重大事由による解除
(ア) 契約者、被共済者または共済金受取人が、共済金の支払いを行わせることを目的として支払事由が発生させ、または発生させようとした場合
(イ) 共済金受取人が、共済契約にもとづく共済金の支払請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
(ウ) 契約者、被共済者または共済金受取人

が、暴力団、暴力団員(暴力団でなくなった日から5年を経過しない者)を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)(に該当すると認められる場合
(イ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
(ウ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
(ハ) 上記(ア)～(ハ)に掲げるもののほか、契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
② 初回契約の発効日から30日以内に開始された疾病の治療を目的とする場合
③ 他の障害または傷病の影響により傷害が重大になったと認められる部分
④ 戦争その他非常な出来事または地震、津波、その他これらに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことが出来ない場合は、共済金の支払い総額が当該共済事業の異常危険率準備金の額を超えない範囲で、共済金を削減してお支払いする場合があります。
⑤ 危険な運動等を行った間は※指定職業に従事し、その危険な運動等または職業の就業にともなう原因によって共済事故が発生したときは、加入コースに応じて、共済金をお支払いしない場合、または削減してお支払いする場合があります。
⑥ 発病日が不明なものについては、共済金を削減してお支払いする事があります。
⑦ 被共済者および被共済者の扶養者が※指定職業(指定職業の①を除く)に従事し、その職業の就業にともなう原因によって共済事由が発生したとき
⑧ 競技、運転の訓練、その他通常の車両の運行以外の目的のため、車両に乗りこんでいる場合(暴走行為も含みます)。
⑨ 被共済者の扶養者が病気または初回契約の申込日以前に受働していた傷害を原因として初回契約の発効日からその日を含んで1年以内に死亡したとき
⑩ 被共済者の扶養者が初回契約の発効日(変更日)からその日を含んで1年以内に自殺をはかり共済事故が発生したとき
⑩ 共済事故発生時、既に被共済者が婚姻等により法律上成年とみなされる場合、および就業等により扶養を受ける必要がなくなった場合は、扶養者災害死亡共済金および「掛金払込免除」※指定職業:
① タクシーまたはハイヤーの運転手
② 力士、騎手、テストドライバーなどの職業競技者
③ 国際平和協力隊(海外派遣中の全期間を従事者とみなします)。
5. 契約の無効・取消・解除・消滅
(1) 契約が無効となる場合
① 契約者が保障開始日または更新日において契約者の資格の範囲外であったとき、または被共済者が被共済者の資格の範囲外であったとき
② 被共済者が保障開始日前にすでに死亡してしまっている場合
③ 被共済者が複数のコースに加入するなど、共済金額の限度を超えていたときはその超過分
契約が無効の場合、共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。
(2) 契約が解除となる場合
契約の締結に際して契約者、被共済者が詐欺または強迫の行為をしたとき共済契約を取り消します。この場合、すでに払い込まれた掛金は返還いたします。
(3) 契約が解除となる場合
① 告知義務違反による解除
契約者または被共済者が契約の申込の際に告知欄(告知事項)に不実の記載をしたとき
② 重大事由による解除
(ア) 契約者、被共済者または共済金受取人が、共済金の支払いを行わせることを目的として支払事由が発生させ、または発生させようとした場合
(イ) 共済金受取人が、共済契約にもとづく共済金の支払請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
(ウ) 契約者、被共済者または共済金受取人

が、暴力団、暴力団員(暴力団でなくなった日から5年を経過しない者)を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)(に該当すると認められる場合
(イ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
(ウ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
(ハ) 上記(ア)～(ハ)に掲げるもののほか、契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
② 初回契約の発効日から30日以内に開始された疾病の治療を目的とする場合
③ 他の障害または傷病の影響により傷害が重大になったと認められる部分